# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局 |
| 【提出日】 | 2019年７月11日 |
| 【会社名】 | 株式会社丸山製作所 |
| 【英訳名】 | MARUYAMA MFG. CO., INC. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　尾頭　正伸 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区内神田三丁目４番15号 |
| 【電話番号】 | 03(3252)2271（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役　内山　剛治 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区内神田三丁目４番15号 |
| 【電話番号】 | 03(3252)2271（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役　内山　剛治 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

## 1【提出理由】

当社は、2019年７月８日開催の取締役会において、2019年10月１日を効力発生日（予定）として、当社の100%子会社であるマルヤマエクセル株式会社（以下「マルヤマエクセル」という。）の産業用機械事業を会社分割（以下「本吸収分割」という。）の方法により当社が承継する契約を締結することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

１．本吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号　　：　マルヤマエクセル株式会社
本店の所在地：　東京都千代田区内神田三丁目４番１５号
代表者の氏名：　代表取締役社長　遠藤　茂巳
資本金の額　：　242百万円　（2018年９月30日現在）
純資産の額　：　770百万円　（2018年９月30日現在）
総資産の額　：　2,411百万円（2018年９月30日現在）
事業の内容　：　消防機械、工業用機械の製造、販売

(2) 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

| 決算期 | 2016年９月期 | 2017年９月期 | 2018年９月期 |
|---|---|---|---|
| 売上高（百万円） | 4,163 | 4,059 | 4,199 |
| 営業利益（百万円） | 245 | 302 | 481 |
| 経常利益（百万円） | 227 | 296 | 482 |
| 当期純利益（百万円） | 169 | 201 | 332 |

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株式会社丸山製作所（提出会社）　　100%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係　　当社が100%出資の連結子会社であります。
人的関係　　当社の取締役がマルヤマエクセルの取締役及び監査役を兼務しております。
取引関係　　資金の貸付け、設備の賃貸、製品の販売及び債務保証を行っております。

２．本吸収分割の目的

当社の総合力とブランド力を使い産業用機械事業の成長を加速させ、収益力向上を目指すことを狙いとし、本吸収分割を実施します。本吸収分割により、成長が続く産業機械市場における競争力の強化と当社グループの経営資源の最適化を図り、業容及び総合力の拡大を目指してまいります。

３．本吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 本吸収分割の方法

当社を吸収分割承継会社とし、マルヤマエクセルを吸収分割会社とする吸収分割であります。

(2) 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割は当社と100%子会社との間で行われるため、当社からマルヤマエクセルへの株式の割当てその他対価の交付はありません。

(3) その他の吸収分割契約の内容

① 承継する権利義務

当社は、本吸収分割の効力発生日において、マルヤマエクセルの本事業に関する権利義務のうち、本吸収分割契約において定めるものを承継します。

② 日程

本吸収分割契約承認取締役会決議日　2019年７月８日
本吸収分割契約締結日　2019年７月16日（予定）
本吸収分割の効力発生日　2019年10月１日（予定）

（注）本吸収分割は、マルヤマエクセルにおいては、会社法第784条第１項に規定する略式分割、当社においては、会社法第796条第２項に定める簡易分割に該当するため、両社の株主総会による吸収分割契約の承認を得ずに行う予定です。

③ 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

④ 本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

⑤ 債務履行の見込み

本吸収分割において、当社が負担すべき債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

４．本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

５．本吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 商号　：　株式会社丸山製作所
(2) 本店の所在地：　東京都千代田区内神田三丁目４番15号
(3) 代表者の氏名：　代表取締役社長　尾頭　正伸
(4) 資本金の額　：　4,651百万円
(5) 純資産の額　：　未定
(6) 総資産の額　：　未定
(7) 事業の内容　：　農林業用機械、工業用機械及び消防機械の製造・販売、不動産賃貸事業、売電事業

以　上